十　普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十一　ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習　別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

第四条　［１～５　略］

６　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第一項第七号	三時限	八時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
［略］		

７　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、ＡＴ普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	六時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては二時限	四時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項第七号	三時限	四時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
第三項	前項	第七項
	別表第一第二号	別表第二第二号又は第三号

［号を加える。］

第四条　［１～５　同上］

６　第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
第一項第七号	三時限	四時限
	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
［同上］		

［号を加える。］

［項を加える。］